

リハビリテーション施設基準取得のお知らせ

2019年12月1日より

厚生労働省が定める下記の施設基準を取得いたしました。

運動器リハビリテーション（Ⅱ）

呼吸器リハビリテーション（Ⅱ）

脳血管疾患リハビリテーション（Ⅲ）

廃用症候群（Ⅲ）

これにより、より専門性が高く充実したリハビリテーションをご提供できるようになりましたので、リハビリテーションを受診された患者様については自己負担金の変更があることをご了承ください。金額詳細、ご不明点ございましたら受付までお問合せ下さい。

2019年12月1日

医療法人社団 松仁会 内田病院

理事長 内田 實